

医療法人純正会 デイサービスセンター太陽・高蔵寺 指定通所介護 運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人 純正会が設置する医療法人純正会デイサービスセンター太陽・高蔵寺（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
事業の提供にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 医療法人純正会 デイサービスセンター太陽・高蔵寺
- (2) 所在地 愛知県春日井市藤山台三丁目1番地の3

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、従業者の管理、事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、事業計画の作成及び説明を行うほか、生活指導その他の事業の提供に当たる。

(3) 看護職員 1名以上

看護職員は、看護その他の事業の提供に当たる。

(4) 介護職員 5名以上

介護職員は、介護その他の事業の提供に当たる。

(5) 機能訓練指導員 2名以上

機能訓練指導員は、機能訓練その他の事業の提供に当たる。

(営業日、営業時間等)

第 5 条 営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし年末年始(12 月 30 日～1 月 3 日)をのぞく。
- (2) 営業時間 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前 9 時 15 分から午後 4 時 30 分までとする。

(利用定員)

第 6 条 通所介護の利用定員は、35 人とする。

(通常規模)

(通所介護の内容)

第 7 条 事業所が行う事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活指導
- (2) 介護サービス
- (3) 健康状態の確認
- (4) 送迎
- (5) 食事の提供
- (6) 入浴(介助浴、特別浴)
- (7) 日常生活動作の機能訓練

(利用料その他の費用の額)

第 8 条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)の額によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 1 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)の額とする。
- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業の送迎に要する交通費は 1 kmごとに 100 円を徴収する。
- 3 食費については、700 円を徴収する。
- 4 その他、事業において通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 5 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 6 サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 7 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。
- 8 利用者が事業利用日の前日 17 時以降にキャンセルした場合、食事費用を実費で徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、春日井市とする。

(衛生管理等)

第 10 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 11 条 利用者は事業所内におけるすべての設備、器械及び器具の使用について、事業従事者の指示に基づき、当該施設サービスの利用に当たるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 12 条 事業に当たる従業者は、現に事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害及び感染症対策)

第 13 条 管理者は、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 1 事業者は、自然災害時に事業継続を可能とするための研修および計画の作成を行う。
- 2 事業所は、感染症流行下において事業継続を可能とするための研修および計画の作成を行う。

(虐待防止の為の措置に関する事項)

第 14 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止する為、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- 2 事業所における虐待防止のための措置に関する指針を整備する。
- 3 事業所は、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年 2 回以上)実施する。
- 4 前 3 号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置く。
- 5 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束の禁止)

第 15 条 事業所は、身体拘束を禁止する為、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- 2 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 3 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 4 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に(年 2 回以上)実施すること。
- 5 前 4 号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置く

(苦情処理)

第 16 条 事業の提供にかかる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 1 事業所は、提供した事業の提供に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 2 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 17 条 事業に当たる従業者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1)採用時研修 採用後 3 か月以内

(2)継続研修 年 1 回

- 1 従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 3 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、医療法人純正会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 1 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。